

(事前審査機関の適合証のあるもの)

単位 (円)

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	
低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると知事が定める機関(適合性確認機関)が認めた場合	
一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る)	4,700
共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅)	
住戸の部分	
建築物の総戸数が1戸のもの	4,700
建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	9,400
建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	16,000
建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	27,000
建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	45,000
建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	82,000
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	131,000
建築物の総戸数が201戸以上300戸以下	170,000
建築物の総戸数が301戸以上のもの	185,000
共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分)	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000
非住宅の部分(住戸の部分、共用部分以外の部分)	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000
その他の建築物	
建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300
建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000
建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000
建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000
建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000
建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000
建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	200,000